

<オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について  
(令和5年5月23日付通知)に関するQ&A>

● 令和5年6月1以降の届出に関すること

Q1 令和5年6月1日から取り扱いが変わるが、受付日ベースなのか。取得日(認定日)ベースなのか。

A 令和5年6月1日以降に受付した資格取得届及び被扶養者異動届について適用されます。

Q2 届出に関して、個人番号その他必要事項の記載又は5情報の記載があれば受付できるとあるが、受付ができない届出はどのように取扱うのか。

A 適切な管理の観点から、不備がある場合は必要な情報を事業主に求めてください。方法としては、事業主に記載の依頼をし、記載後に受付を行うことや、事業主等へマイナンバーカードの写し等の確認書類を求め、健保組合において確認を行うこと等が考えられます。

Q3 届出に関して、個人番号その他必要事項の記載又は5情報の記載があれば受付できるとあるが、5情報があれば個人番号は求めなくてもよいということか。

A 施行規則では個人番号の記載は義務化が規定されており、5情報があった場合でも個人番号を求めることとなりますが、保険証の交付などは行うことができます。

なお、中間サーバー等への個人番号登録にあたっては、届書に記載された個人番号に基づき登録することを原則とすると規定されております。(令和5年5月23日一部改正通知)

※中間サーバーへの加入者情報の登録に際し、届出に個人番号の記載がない場合は、事業主に個人番号の提出を依頼・督促し、その上で提出が遅延する場合には、健保組合において5情報でJ-LIS照会する運用を行うことも状況により差し支えないことを厚生労働省に確認しております。

また、中間サーバーへの登録が完了していない加入員が、マイナンバーカードもしくは保険証で医療機関等を受診し、窓口でオンライン資格確認を行った

場合には「資格なし」と表示されるため、受診の際は以下の点に留意する旨、事業主や加入員へ周知してください。

- ①医療機関等がオンライン資格確認を行った結果、「資格なし」とされるが保険証があれば保険給付は受けられること
- ②健保組合への個人番号の提出が必要であること（事業主を経由しての届出、任意継続被保険者等は健保組合への届出）
- ③マイナンバーカードを取得していれば、マイナポータルで資格記録の確認ができるため、登録が適正に完了しているか自身で確認できること

Q4 個人番号および 5 情報について不備がある届出について、電話等で情報が確認できた場合、届出の受付は可能か。

- A 資格取得届や異動届における軽微な記載漏れ等については、事業主又は本人に確認を行い、正しい情報が確認できた場合は、健保組合で届出を修正して受付することができます。なお、電話等の記録が残らない方法で確認した場合は、確認した日時及び担当者の氏名等を記録しておくことが望ましいです。ただし、個人番号においては、マイナンバーカードの写し等の確認書類にて確認します。

Q5 5 情報照会で個人番号が取得できない者（情報が不一致である者や新生児等）は、保険証を発行できないのか。

- A 個人番号その他必要事項の記載又は 5 情報が記載されている場合、受付ができるため、保険証の発行は差し支えありません。しかし、中間サーバーへの登録はできません。（個人番号の記載の義務化、事業主や加入員へ周知については Q3 参照）

Q6 省令改正による令和 5 年 6 月 1 日以降の新規加入者とは、入社による被保険者資格の取得や出生等による被扶養者の認定以外に、定年再雇用や任意継続被保険者資格の取得、グループ会社間での異動等により記号番号が変更となった者を対象にするのか。

- A 令和 5 年 6 月 1 日以降の新規加入者とは、保険者が申請対象者の情報を新規に扱う場合を指し、すでに個人番号の登録がある定年再雇用や任意継続などについては対象となりません。

Q7 省令改正により令和5年6月1日以降、「事業主から提出される資格取得届について、保険者によるデータ登録を5日以内とする」とありますが、事業主等へ確認が必要な場合など、遅れが生じ5日以内に登録できなかった場合、罰則等はあるのか。

A 令和5年6月1日以降、「事業主から提出される資格取得届について、保険者によるデータ登録を5日以内とする」は前提として「不備のない届出」の場合に限られます。よって不備がない届出や不備が解消された届出は、原則5日以内に保険者によるデータ登録が必要となります。なお合理的な理由なく遅れが生じた場合は厚生局の指導が行われる場合もあります。

● 氏名に関するもの

Q1 5情報に含まれる氏名について、外字を使用している者や漢字氏名を持たない外国籍の者はどのように対応するのか。(例えば、届出の氏名記入欄にカナのみが記入されている場合は、当該カナ表記を5情報の漢字氏名と扱ってよいか。また、漢字の旧字体等(日本国籍以外の者等)で日本の漢字にはないものが使われている場合、他の情報が一致していれば加入者情報の登録を行ってよいか。

A 漢字氏名の一部に「●」がある場合や、カナ氏名の一部に表記ゆれがある場合であっても、他の情報が完全一致しており実態として同一の氏名や住所を指していることが明らかである場合は、これを一致するものとして取り扱ってよいが、その場合も本人への確認を併せて行うことが望ましいです。

(R5.4.14 一部改正通知) (Q2 参照)

Q2 5情報に含まれるカナ氏名を正確に記載いただくことについて、カナ氏名の表記がされない住民票もある中、どのような確認方法があるのか。住民票がローマ字表記の場合のカナ氏名はどのように確認するのか。

A 住民票の記載事項は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条で定められていますが、カナ氏名(振り仮名)は当該条文で規定されておらず、現在は市区町村が任意で記載している項目です。(※)

住民票にカナ氏名（振り仮名）の記載がない者についてカナ氏名を確認する場合は、パスポートのローマ字表記で確認するしかありません。

※第211回国会に提出されているマイナンバー法等の一部を改正する法案では、戸籍、住民票やマイナンバーカード等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することが盛り込まれています。

● 住所に関するもの

Q1 資格取得届や被扶養者異動届で届出する住所とは、住民票上の住所と居所のどちらを指すのか。

A

個人番号が付番されている者であって、届出に個人番号の記載がない場合は、J-LIS照会で個人番号を取得する必要があることから、住民票上の住所を届出する必要があります。

本会としては、健康保険の資格情報が住民票の情報と突合するという用途で用いられることや、被扶養者の国内居住要件は住民票の有無で判断するとされていること等を踏まえると、健康保険法における「住所」は住民票上の住所（海外赴任や留学等で住民票がない場合は居所）と考えられると認識しております。

一方で、健保組合から加入者へ直接連絡することがある場合は、実際の居所が必要となるため、組合において複数の住所管理をする場合も想定されます。

Q2 住所の表記のルール（例えば1-1-1ではなく、1丁目1番地1など）はあるのか。

A 医療保険者等が登録する住所については、登録に決まりはありません。

事業主が運転免許証や住民票等により本人確認したのちに記載した情報のおり登録することになります。（平成24年8月3日 保保発0803第4号）

なお、住所について番地等の表記方法（例えば1-2-2と1丁目2番地2号など）が異なる場合であっても、他の情報が完全一致しており実態として同一の氏名や住所を指していることが明らかである場合は、これを一致するものと

して取り扱ってよいが、その場合も本人への確認を併せて行うことが望ましいです。(R5.4.14 一部改正通知)

Q3 海外赴任や留学等で日本に住民票がない人の個人番号の取得や 5 情報の一致確認はどのようにすべきか。

A 海外赴任や留学により住民票の除票をしている者に対する個人番号の取得は、出国前にマイナンバーカードの写しや除票時の住民票を取得する方法があります。また、5 情報の一致に関しても除票時の住所をもとに確認することなどもできます。

● その他

Q1 健保連でリーフレットの提供がある予定とのことですが、どのような内容でいつごろ提供されるのか。

A リーフレットについては、6月上旬にイントラネットでご案内する予定です。内容は事業主向けリーフレットについては 2 種類（点検版と保険証廃止版）、及び加入者向けリーフレット 1 種類を準備しております。

Q2 個人番号の提出について、事業主側へも義務付ける通知等は発出する予定はあるか。

A 厚生労働省保険課から、日本経済団体連合会および日本商工会議所宛てに、「資格取得届等への個人番号等の記載の徹底について」（令和 5 年 5 月 24 日事務連絡）により、資格取得届等の提出の際には、個人番号ほか必要な事項を確実に記載すること、およびやむを得ず個人番号が記載できない場合には 5 情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）すべてを確実に記載する旨、通知されました。事業主への周知にお役立てください。